

『鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の改正案』に関するアンケートの結果等及び今後の対応

令和5年5月

担当課	生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課
連絡先	0857-26-7363

1 アンケート結果を反映した事業の状況

盛土規制を法に一元化する条例の改正案に反対する意見はなかったことから、特段の修正は行わず、令和5年6月議会に提出することとした。

2 記述意見に対する対応方針

<設問>

【問 7】その他、条例改正に対するご意見がありましたら、ご記入ください。

主な意見	対応方針
どこに盛土が使われているか、住民が知る方法があるのだろうか？	とっとり WEB マップにおいて、許可を受けた盛土の事業場所を公表しています。
最近、ソーラーパネルにて経年劣化しているものを散見します。これらについても、法的に厳格にすべきと考えます。	斜面地に設置する太陽光発電施設は、条例により維持管理の状況を定期報告するほか、発電事業を終了した場合は撤去を義務付けています。
山間部などにある田んぼに、太陽光パネルの設置が進んでいます。その上には池などあり大雨時に田んぼが雨を溜める事ができないなど災害になる要因だと思えます。このような場所に設置は、盛り土と同じく何か規制を考えてもらいたいです。	条例では、斜面地及びその上部周囲に設置する工作物を規制対象としており、斜面地上端の田んぼに太陽光発電施設を設置する場合は許可が必要になります。条例では、中間・完了検査、定期報告により、工事の状況を確認するとともに、必要な安全対策を求め、災害防止を図ることにしています。

主な意見	対応方針
<p>真面目に届出をする優良な業者が損をして、届出を怠る業者が得をするようなことがあってはならないと思います。住民、業者にとってよりよい条例にしてください、それに沿って正しく指導を行ってください。</p>	<p>法及び条例により、不適切な事業者には厳格に対処することにしております。</p>
<p>特定建設発生土の搬出先を追加することは必要とは思いますが、処分先の安全性の確認はされるのでしょうか？素人ですが熱海のような事が起きないように願っています。</p>	<p>建設発生土の処分先となる盛土は、法により、土地所有者等が安全な状態に維持するよう義務付けられています。県も条例により、巡視活動を行い、盛土の安全性を確認します。</p>